

国際離婚条約

「加盟後」の姿が見えぬ

国際結婚が破綻した時の子の扱いを定めたハーブ条約加盟への検討が政府内で進んでいる。一方の親が16歳未満の子を無断で国外に連れ去った場合、元の居住国にいったん戻し、その地の手続きに従って子の面倒を見る者を決めようというのが条約の骨子だ。欧米を中心と締結を迫る声は強く、結論を出す時期は近いとされる。

加盟国は80を超えて、「日本人に子を奪われた」と問題になっている事例は約200件にのぼるという。国際社会における日本的位置や他国との協調を考えれば、いつまでも決断を先延ばしするわけにはいくまい。

歴代政府が慎重だったのは、夫の暴力を耐えかねて子と一緒に帰国したという日本人妻が少なくないからだ。異国に戻り、不慣れな言葉や法慣習の下で主張を貫くのは容易でない。

だが、子を連れ去られた側に視点を移せば事情は一変する。日本人がその立場に置かれている例もある。それまで暮らしていた国で関係を清算し、子の待遇を決めるという考え方自体には一定の合理性がある。

むづかしいのは、この問題が政治日程にのぼって相当の時間が経つのに、「加盟後」の姿が一向に見えないことだ。

引き渡し要請がきた場合、どの機関が責任をもち、どうやってその子を探し出すのか。条約は、子に「重大な危険」が及ぶ場合は返還を拒めるとするが、

国内どんな法律を制定して保障するのか。抵抗された場合、いかなる手段をとるのか。加盟諸国は実際どのように対応し、問題は起きるのか。

細部までの設計は無理として、不明な点があまりに多い。

海外に住む日本人の保護と支援

は政府の重要な仕事だが、加盟後の取り組みも判然としない。

弁護士らから「外交とりわけ対米関係を惹きかうばかりで国民党を見ていない」と批判の声が上がるのも理解できる。

この条約は一見、国境を越えた結婚をした人だけに関係するもののよう反映する。だが考えを進めしていくと、離婚後の親子関係をどう繋ぐか、子の意向をどうくむか、子の利益を最優先で考えると何がどういうことか——といった普遍的な問題が浮かび上がってくる。親権のあり方や養育費の支払い確保策など、国内の制度に将来影響が及ぶ可能性も否定できない。

政策決定の過程で情報が適切に開示されない傾向が、民主党政権には往々にして見られる。

親子や家族の間に深刻な混乱を招きかねないテーマだけに、十分な説明と手当てを求める。